

1. 措置を実施する期間

令和2年4月20日（月）から5月6日（水）まで

2. 措置の対象とする区域

三重県全域



広げない



持ち込まない

「三密」しない

3. 実施する措置の内容

(1) 感染防止対策徹底のお願い

①外出自粛の徹底

- 生活の維持に必要な場合を除く移動（県境を越える移動、県内における移動）の自粛
- 特に、大型連休期間中における移動の自粛
- 接待を伴う飲食店や遊興施設等への外出自粛
- 海外への渡航の自粛

②県外の方へのお願い

- 県外から三重県への移動自粛の呼びかけ

③衛生管理と体調管理の徹底

- 咳エチケットや石けんによる手洗いなど基本的な感染予防の徹底
- 十分な睡眠など体調の管理

④3つの『密』の回避、人との距離の確保

- 3つの『密（密閉空間・密集場所・密接場面）』の回避
- 人と人との一定の距離（2メートル程度）の確保
- 飲食店等における上記の対応について配慮を依頼

(2) 企業等へのお願い

①感染防止対策の徹底

②在宅勤務等の積極的な活用

- 在宅勤務（テレワーク）の積極的な導入
- 時差出勤、自動車（自転車）通勤への配慮
- 学校における接触機会の低減と学習機会の確保の両立に向け、オンライン学習など自宅で学ぶことができる環境の整備

③休暇等への配慮

- 従業員の発熱時等の出勤自粛
- 保護者である従業員が安心して子育てできるよう、休暇の取得や就業時間の短縮等への配慮

(3) イベント開催自粛のお願い

- クラスター発生の恐れがあるイベント、3つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- 上記以外でも、一定規模の人数が集まる、県外からの参加者が見込まれる等のイベントの原則、中止・延期
- やむを得ずイベントを開催する場合は、感染防止対策を徹底

(4) 事実に基づく冷静な対応のお願い

①人権への配慮等

- 個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと

②根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

- SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

(5) 休業要請等へのご協力のお願い

- 特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。また、これに当てはまらない施設についても、施設の使用停止の協力を依頼
- 「(3) イベント開催自粛のお願い」と同様、イベント・パーティ等の開催自粛を要請

①基本的に休止を要請する施設

遊興施設等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、文教施設、大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分）、商業施設（生活必需物資の小売関係や生活必需サービス業は除く）
※下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

②基本的に休止を要請しない施設

適切な感染防止対策、営業時間の短縮、宿泊延期依頼対応等の協力を要請

1. 社会福祉施設等
2. 社会生活を維持する上で必要な施設

今こそ「オール三重」で一致団結して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいきましょう！